

令和6年度足立区食品衛生歳末一斉監視事業の実施結果について

足立区足立保健所生活衛生課
食品保健係・食品監視係

足立区では、多種多様の食品が短期間に大量に流通する歳末の時期における食品の安全確保のため、東京都と協力して歳末一斉監視事業を行っています。

令和6年度歳末一斉監視事業の実施結果についてお知らせいたします。

1 実施期間

令和6年12月1日から令和6年12月30日まで

2 実施概要

- (1) 食品取扱施設への立入検査
- (2) 食肉等の取扱施設への立入検査
- (3) ふぐ取扱い関係営業施設の一斉監視
- (4) 収去（抜き取り）検査
- (5) 食品の表示検査

3 実施結果

(1) 食品取扱施設への立入検査

立入施設数	213軒（延べ226軒）
行政指導施設数	41軒

施設の衛生状況や食品の取り扱い等について監視し、不適切な施設に対して口頭注意による指導を行いました。また、令和3年6月より本格施行となったHACCPに沿った衛生管理の導入及び定着に向けて、事業者へ指導・助言を行いました。

(2) 食肉等の取扱施設への立入検査

立入施設数	88軒（延べ92軒）
-------	------------

食肉の生食等による食中毒を防止するため、食肉等を取り扱う施設（飲食店、食肉販売業、食肉処理業等）に対し、食肉の生又は加熱不十分な調理での提供の自粛や食品・器具の衛生的な取り扱い等について監視指導を行いました。

(3) ふぐ取扱い関係営業施設の一斉監視

立入施設数	50軒（延べ53軒）
-------	------------

食品安全上リスクの高いふぐの取扱いについて、「東京都ふぐの取扱い規制条例」に基づき適正化を図るため、ふぐ取扱認証施設に対し監視指導を行いました。

(4) 収去検査

	細菌検査	理化学検査
収去施設数	0軒	—
収去検体数	0品目	—

菓子製造業施設を対象とした洋生菓子等の収去を11月に前倒しで実施したため、当該期間における収去検査の実施はありませんでした。

(5) 食品の表示検査

検査品目数	1,323品目
不適正表示品目数	9品目

食品取扱施設において取り扱われている食品の表示について適正化を図るため、表示検査を行いました。その結果、輸入食品における邦文表示、期限や食品添加物の表示の欠落等、表示が不適正な食品を発見しました。不適正表示の食品を取り扱う営業者に対し、改善を指導しました。

【問合せ先】

足立区 足立保健所 生活衛生課
食品保健係・食品監視係
電話 03(3880)5363～4